

第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和7年(2025年)2月

城陽市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定経緯	4
5. 計画の策定体制	5
第2章 子育て支援施策に係る統計資料について	7
1. 人口の動向	8
2. 世帯と就労の状況	10
3. 子育て支援サービスの提供と利用の動向	12
4. 第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画の推進状況	22
第3章 「量の見込み」と「確保方策」について	33
1. 教育・保育提供区域の設定	34
2. 「量の見込み」と「確保方策」	34
3. 学校教育・保育事業	35
4. 地域子ども・子育て支援事業	38
5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供	47
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	47
第4章 計画の基本的な考え方	49
1. 基本理念	50
2. 現状と課題、今後の子ども・子育て支援における基本方針	50
第5章 子ども・子育て支援関連施策の展開	53
1. 取組の体系	54
2. 施策の展開	55

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

子育て支援の状況については、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したことに基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域における子ども・子育て支援の充実が図られてきました。

しかし、その後も子育て世代の女性の就労や男女共同参画が進み、子育てや暮らしのあり方が多様化する中で、男女がともに仕事と子育ての両立を実現し子育てを担うことができる環境づくりが強く求められるようになりました。

また、急速な出生率の低下による少子高齢化の進行や、児童虐待の増加、子どもの貧困、子どものいじめや自殺の増加など、子どもや家庭を取り巻く諸問題も背景となり、国は令和5年4月にこども家庭庁を発足し、同時にこども基本法を施行しました。

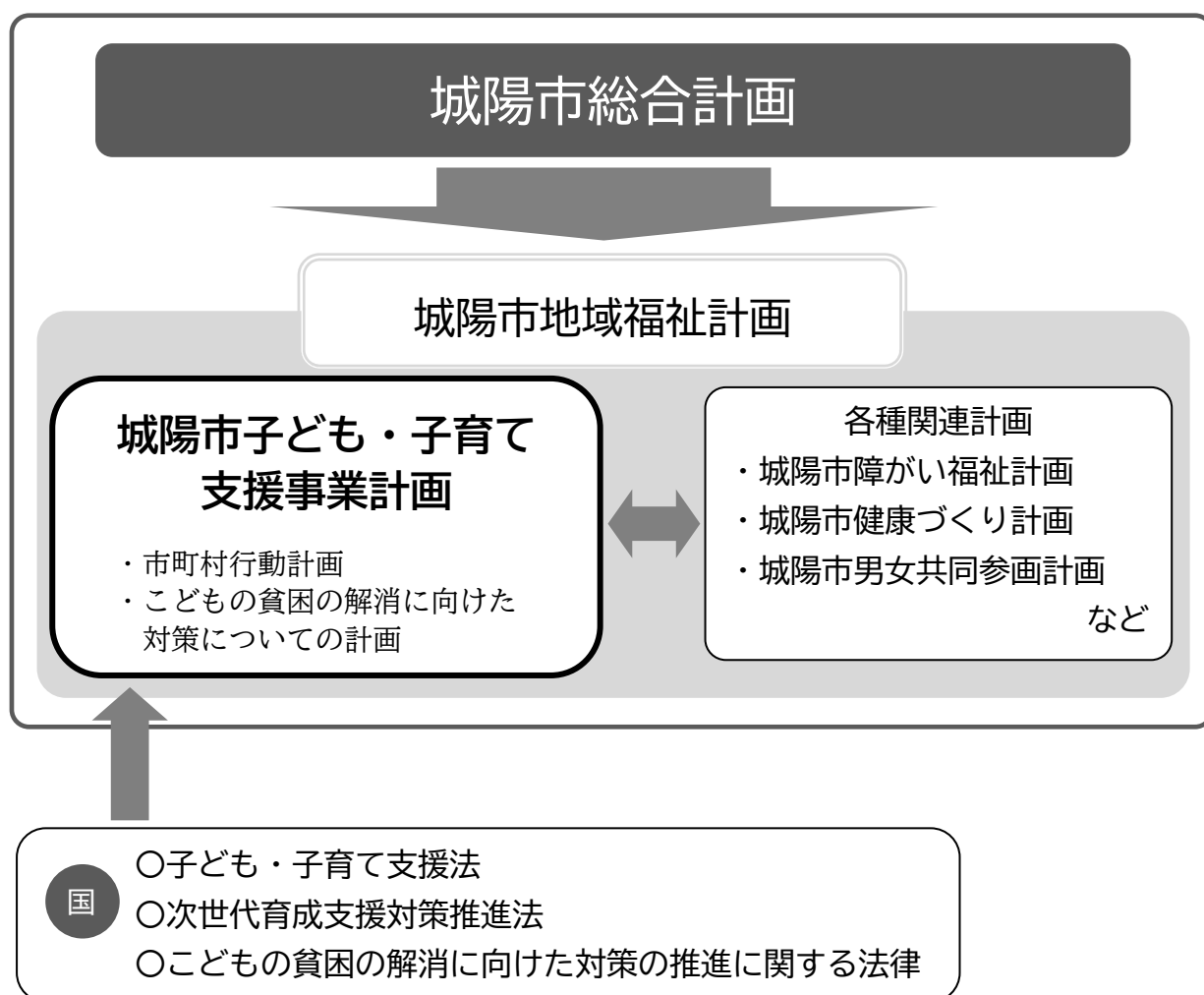
こども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策を総合的に推進するとされています。

本市においては、こうした課題に対応するため、子ども・子育て支援新制度のもと、令和2年3月に「第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、学校教育・保育の提供体制の確保や妊産婦保健の充実など、各種の子ども子育て支援を進めてきました。

今般、前期計画の計画期間の満了を迎え、引き続き子どもや家庭を取り巻く課題への対応と各種サービスの充実を図るため、「第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定しました。今後も、各種計画と連携しながら子ども・子育て支援を計画的に推進し、「子どもの最善の利益」を実現し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる魅力あるまちづくりをめざします。

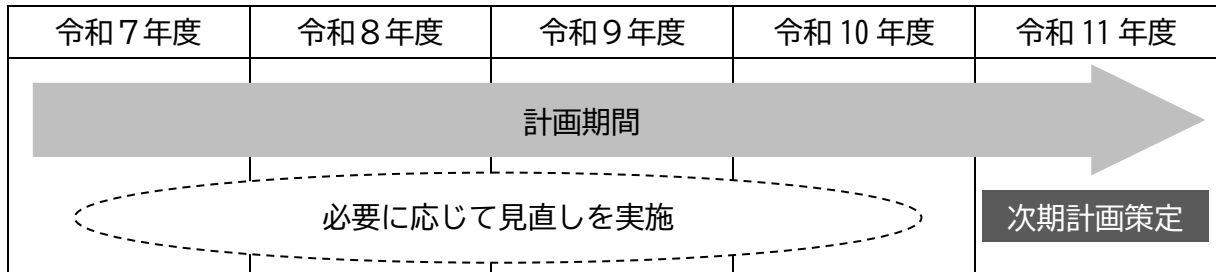
2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けるとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を包含し、また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の第10条第2項の「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含するものです。
- 本計画は、「城陽市総合計画」を上位計画としています。また、本市の福祉施策の方向性を定めた「城陽市地域福祉計画」を踏まえ、各種関連計画との整合性を図ります。



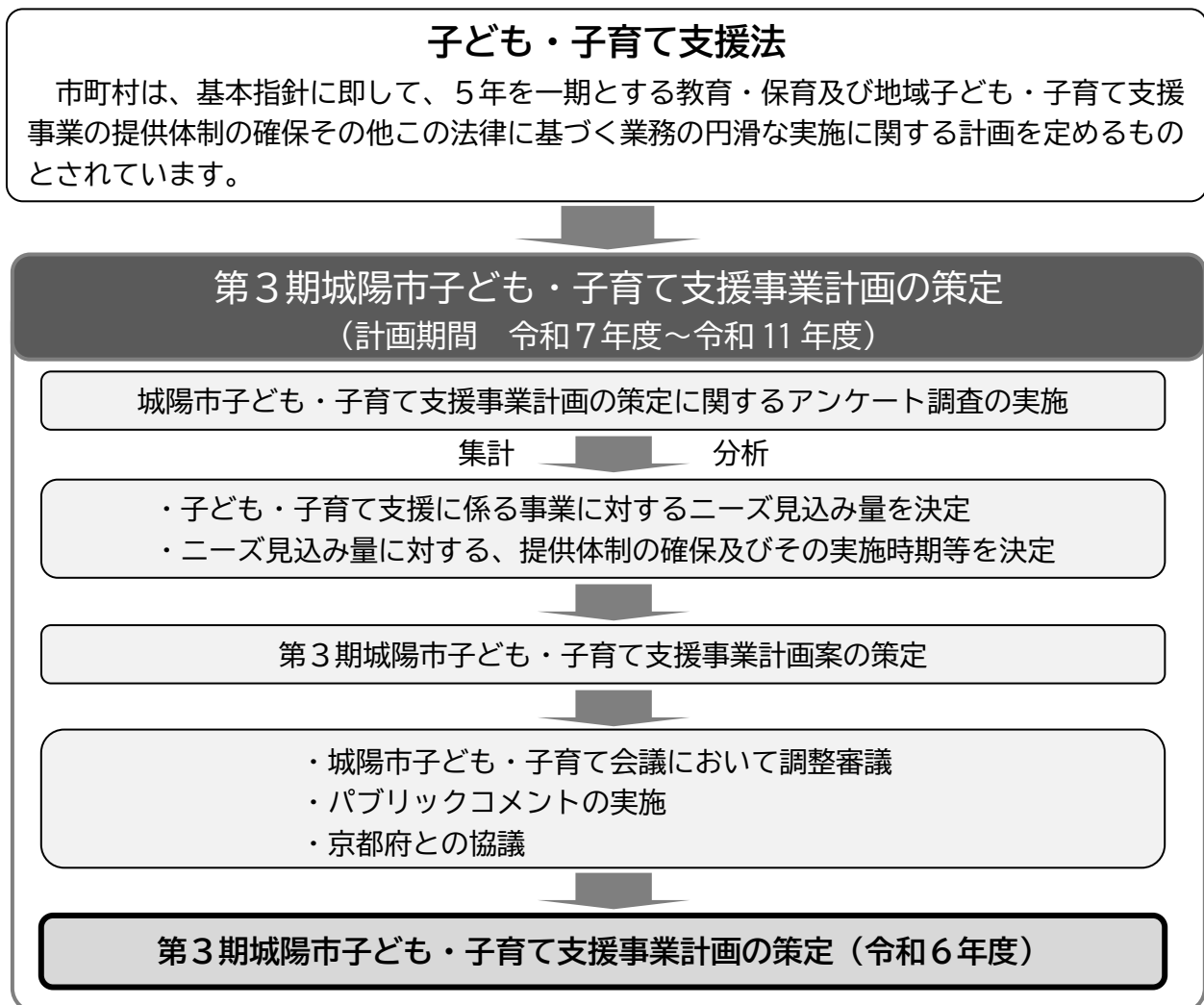
3. 計画の期間

本計画は、令和7年度～令和11年度の5年間を計画期間としています。なお、計画の進捗状況を管理し、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。



4. 計画の策定経緯

本計画の策定経緯は以下のとおりとなっています。



5. 計画の策定体制

(1) 城陽市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、「城陽市子ども・子育て会議条例」により、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、子どもの保護者、公募による市民及び使用者並びに労働者の代表からなる城陽市子ども・子育て会議を開催し、子ども・子育てに関する施策について調整審議を行います。

(2) 第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査

本計画の策定にあたって、計画策定の基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

①調査時期

令和6年2月28日～3月22日

②調査方法

郵送による配布・回収及びインターネットからの回答

③調査対象

ア. 就学前児童の保護者

市内在住の就学前児童の各クラス年齢の保護者 250人ずつ無作為抽出

イ. 小学1～6年生の保護者

市内在住の小学生の各学年の保護者 250人ずつ無作為抽出

④回収数・配布数・回収率

ア. 就学前児童の保護者

569件（配布数1,500件、回収率37.9%）

イ. 小学1～6年生の保護者

562件（配布数1,500件、回収率37.5%）

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたって、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、子どもや保護者をはじめ、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させることを目的として、令和6年12月27日から令和7年1月27日までパブリックコメントを実施しました。

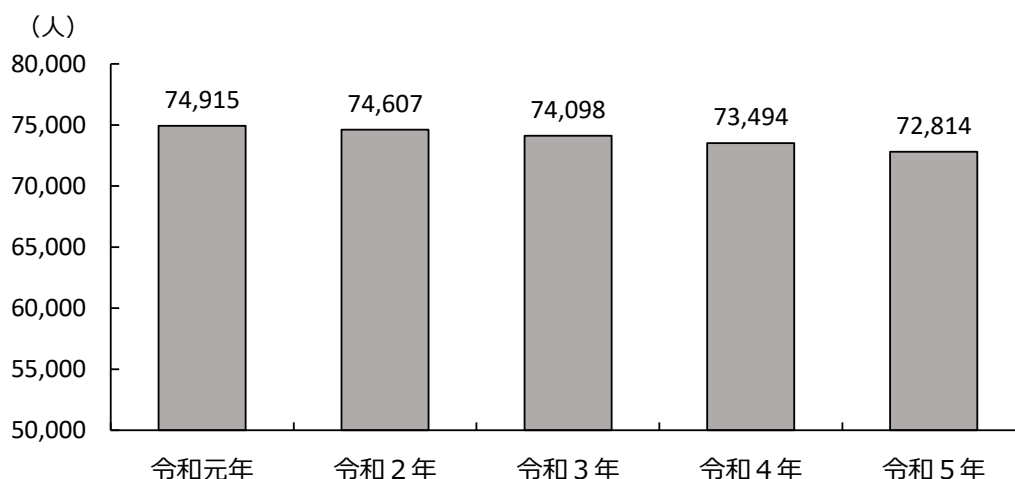
第2章 子育て支援施策に係る統計資料について

1. 人口の動向

(1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和5年は令和元年(74,915人)から2,101人減少し72,814人となっています。

図表 総人口の推移

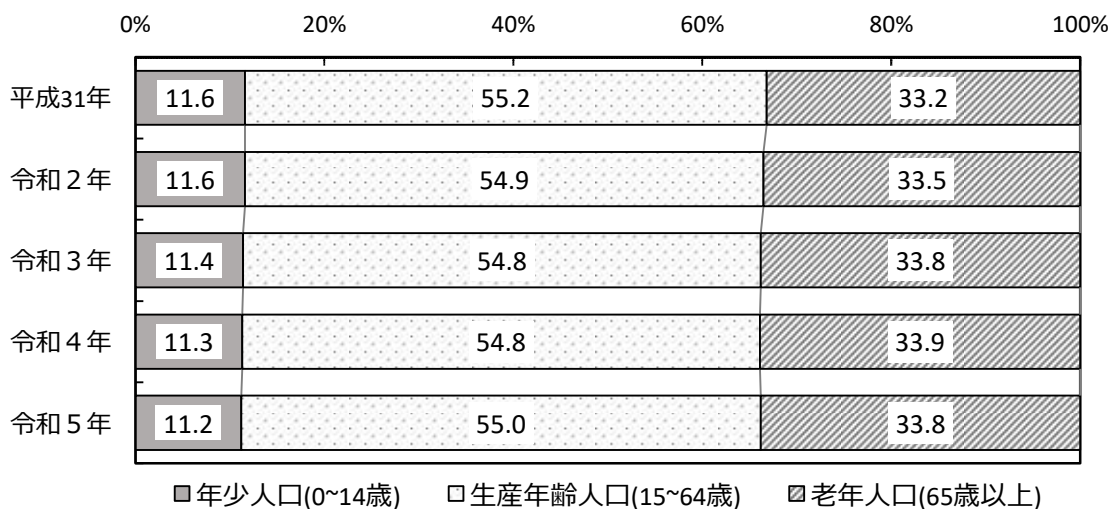


※各年10月1日現在

資料：市民課

年齢3区別の構成比は、年少人口(0~14歳)の割合と生産年齢人口(15~64歳)の割合が減少している一方で、老年人口(65歳以上)の割合は増加していましたが、令和5年には、生産年齢人口の割合が増加し、老年人口の割合が減少に転じました。年少人口の割合は11%台で推移しています。

図表 年齢3区別の構成比の推移



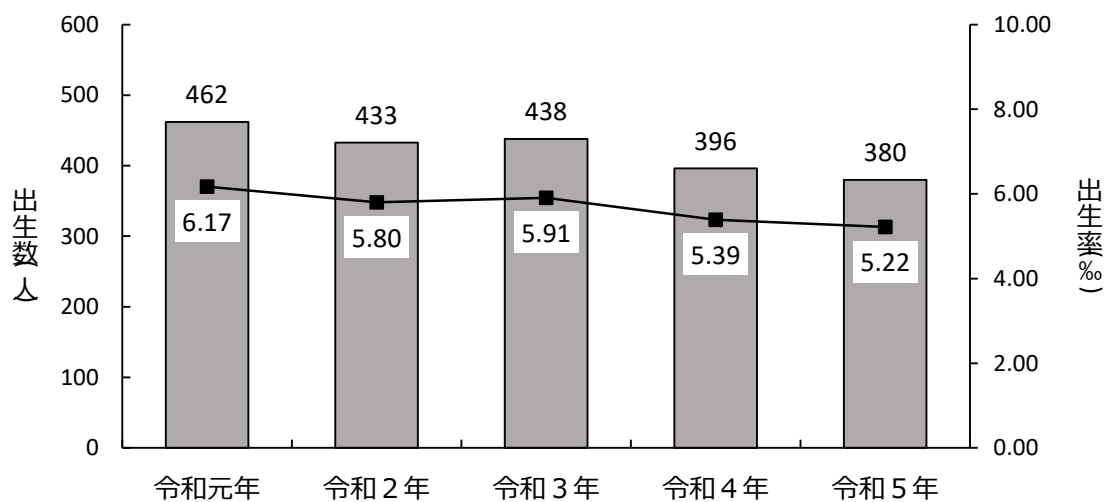
※各年4月1日現在

資料：市民課

(2) 出生の動向

本市の出生数は減少傾向であり、令和3年に一旦増加しましたが、令和4年には再び減少し、396人となっています。出生率は令和2年に6‰を下回り、令和3年に5.91‰に上昇したものの、令和4年以降減少しています。

図表 出生数及び出生率の推移



※出生率は人口千人あたりの出生数を示しています（出生率＝（出生数÷総人口）×1,000）
※総人口は各年10月1日現在

資料：市民課（出生数）

2. 世帯と就労の状況

(1) 世帯の動向

本市の総世帯数はおおむね増加傾向にあり、令和2年は平成12年（28,333世帯）から2,151世帯増加し30,484世帯となっています。一般世帯の構成は単身世帯が増加しており、平均世帯人員は減少しています。

図表 世帯数、世帯構成、平均世帯人員の推移

(単位：世帯、人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯	28,333	29,051	29,972	29,884	30,484
一般世帯	28,270	28,993	29,930	29,837	30,438
単身世帯	4,652	5,345	6,265	6,796	8,063
核家族	20,315	20,625	20,877	20,676	20,303
三世代家族	2,483	2,171	1,836	1,475	1,139
その他一般世帯	820	852	952	890	933
平均世帯人員	2.93	2.76	2.62	2.52	2.40

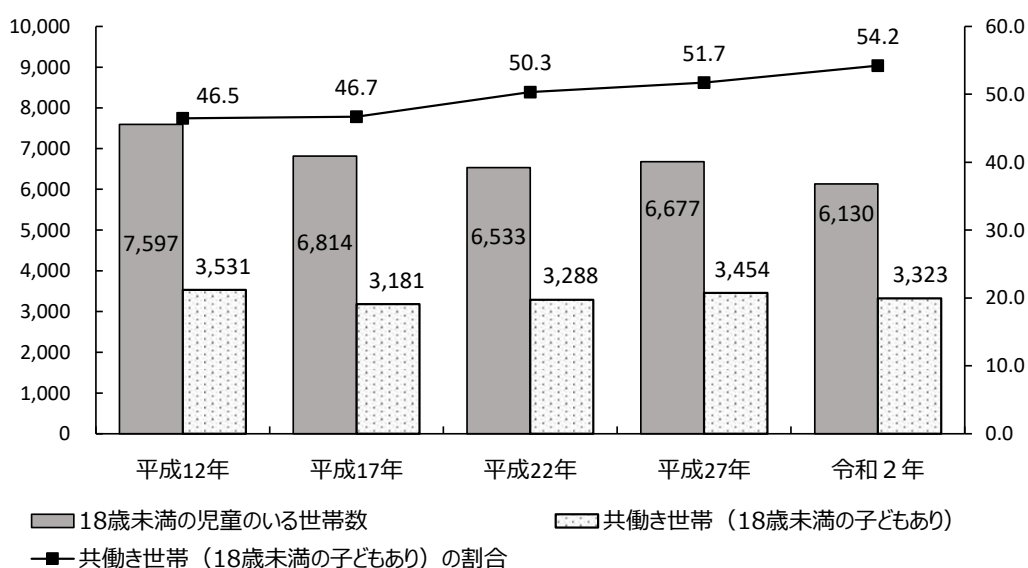
※各年10月1日現在

※総世帯数には施設等の世帯数も含まれます

資料：国勢調査

18歳未満の児童がいる世帯数は減少傾向となっているものの、18歳未満の子どものいる共働き世帯の割合は増加傾向にあり、令和2年には54.2%となっています。

図表 18歳未満の児童がいる世帯の推移



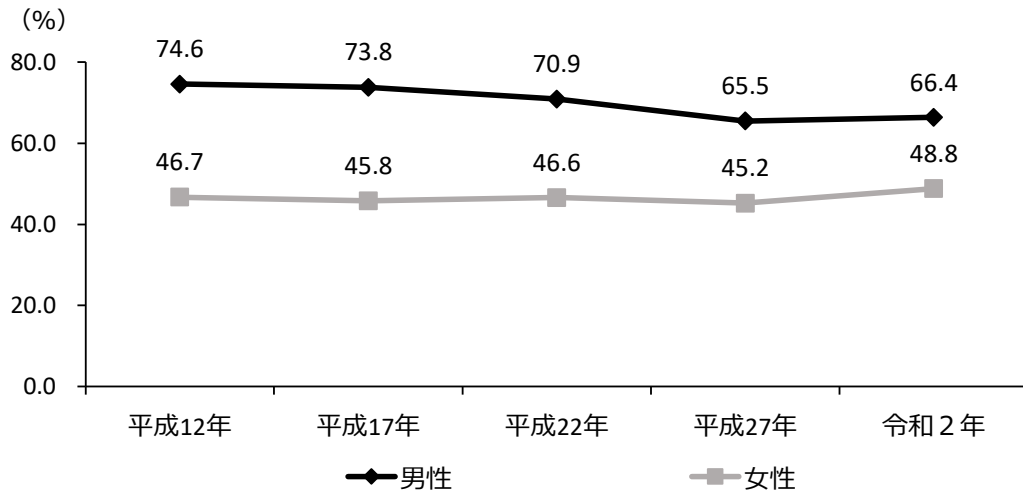
※各年10月1日現在

資料：国勢調査

(2) 就労の動向

本市の男性の労働力率は減少傾向にありましたが、令和2年には増加に転じています。女性の労働力率は45%~47%の間で推移していましたが、令和2年には増加し、48.8%となっています。

図表 男女別労働力率の推移



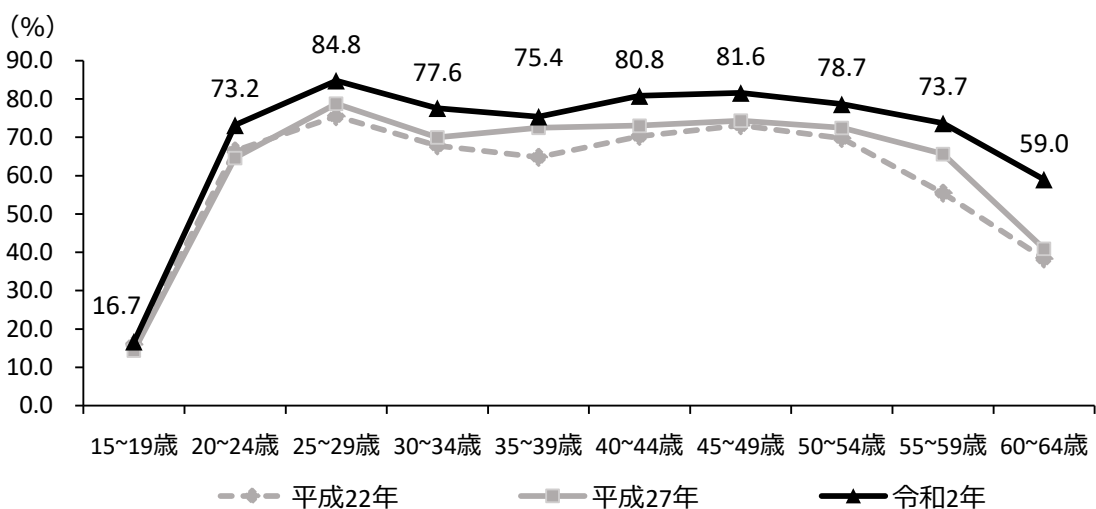
※各年10月1日現在

※労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口の割合を示しています（労働力率 = (労働力人口 ÷ 15歳以上人口) × 100）

資料：国勢調査

本市の女性の年齢別労働力率を経年比較でみると、労働力率は年々増加しています。また、30代の労働力率が増加しているため、就労型は平成22年に比べるとM字型からより台形に近づいています。

図表 女性の年齢別労働力率（城陽市における経年比較）



※各年10月1日現在

資料：国勢調査

3. 子育て支援サービスの提供と利用の動向

(1) 子育て支援サービスの状況

① 保育所等・幼稚園の状況

本市には、市立保育所が5園、私立保育所が5園、小規模保育事業所が2園、家庭的保育事業所が1園あり、令和5年度は定員1,573人に対して、1,566人が入所しています（令和5年4月1日現在）。市立保育所の在園児童数は、令和2年度以降、年々減少しています。また、私立保育所の在園児童数は令和2年度、令和3年度に減少しましたが、令和4年度以降増加しています。

図表 保育所等の在園児童数の現状

(単位：人)

	園児数				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等	1,551	1,523	1,523	1,537	1,566
市立	637	645	640	631	616
久津川	147	147	151	150	155
久世	164	168	159	156	147
鴻の巣	119	123	119	117	118
今池	132	133	135	130	128
青谷	75	74	76	78	68
私立	914	878	863	877	912
せいじん	189	175	172	206	232
くぬぎ	175	168	167	157	158
清心	241	230	217	213	212
里の西	234	231	232	229	240
しいの木	75	74	75	72	70
小規模保育事業所	-	-	16	24	33
広野	-	-	16	10	14
第二里の西	-	-	-	14	19
家庭的保育事業所	-	-	4	5	5
にこにこ	-	-	4	5	5

※各年度4月1日現在

資料：子育て支援課

本市には、市立幼稚園が1園、私立幼稚園が6園あり、令和5年度は定員1,705人に対して、617人が入園しています。幼稚園の在園児童数は、市立は横ばい傾向、私立は令和3年度以降、減少傾向で推移しています。

図表 幼稚園の在園児童数の現状

(単位：人)

	園児数				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
幼稚園	755	761	773	698	617
市立	41	32	35	31	38
富野	41	32	35	31	38
私立	714	729	738	667	579
青谷聖家族	118	112	94	88	68
京都文教短期大学 附属家政城陽	122	112	141	121	113
佐伯	231	276	278	265	215
京都白鳥	102	88	77	69	58
平川	63	62	67	59	56
芽生え	78	79	81	65	69

※各年度5月1日現在（市外からの通園者を含みます）

資料：学校教育課

保育所等・幼稚園それぞれの在園児童数の年齢別内訳は以下のとおりとなっています。

図表 在園児童数の年齢別内訳

(単位：人)

	園児数						
	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育所等	1,566	76	288	291	313	290	308
市立	616	26	116	107	119	127	121
久津川	155	9	30	27	29	30	30
久世	147	6	25	29	30	27	30
鴻の巣	118	3	24	16	23	26	26
今池	128	6	24	24	26	24	24
青谷	68	2	13	11	11	20	11
私立	912	47	151	170	194	163	187
せいじん	232	14	40	42	53	35	48
くぬぎ	158	6	29	31	29	30	33
清心	212	6	34	41	45	41	45
里の西	240	17	36	45	52	44	46
しいの木	70	4	12	11	15	13	15
小規模保育事業所	33	2	20	11	-	-	-
広野	14	1	6	7	-	-	-
第二里の西	19	1	14	4	-	-	-
家庭的保育事業所	5	1	1	3	-	-	-
にこにこ	5	1	1	3	-	-	-
幼稚園	617	-	-	-	183	183	251
市立	38	-	-	-	12	11	15
富野	38	-	-	-	12	11	15
私立	579	-	-	-	171	172	236
青谷聖家族	68	-	-	-	20	21	27
京都文教短期大学附属家政城陽	113	-	-	-	26	35	52
佐伯	215	-	-	-	59	78	78
京都白鳥	58	-	-	-	19	14	25
平川	56	-	-	-	19	12	25
芽生え	69	-	-	-	28	12	29

※保育所等は令和5年4月1日現在、幼稚園は令和5年5月1日現在

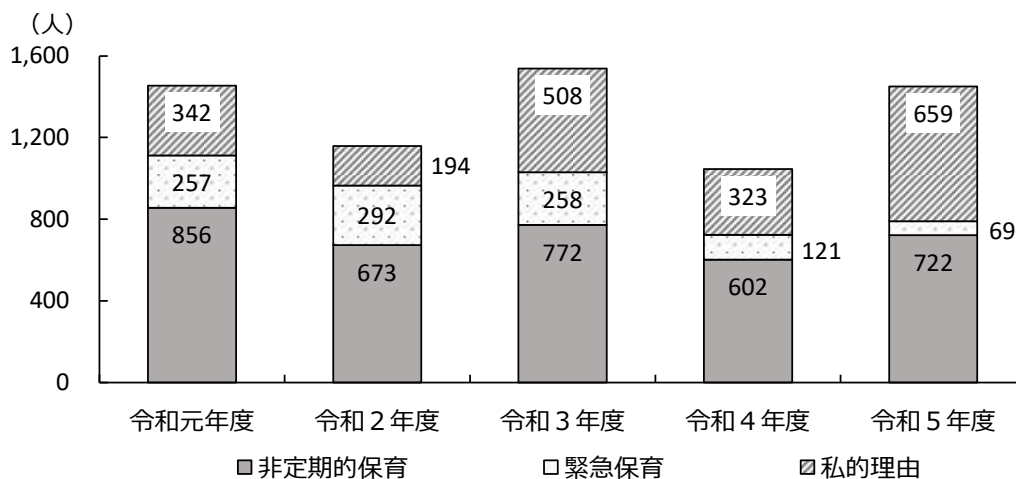
資料：子育て支援課、学校教育課

②その他の保育サービスの利用の推移

ア. 一時保育事業

市内3か所の保育所（せいじん、里の西、しいの木）において一時保育を実施しています。利用の理由別では、「非定期的保育」が増減を繰り返していますが、令和元年度から令和5年度にかけて減少しており、令和5年度は722件となっています。また、「私的理由」による利用は令和2年度には194件に減少しましたが増加傾向にあり、令和5年度は659件となっています。

図表 一時保育の利用の推移



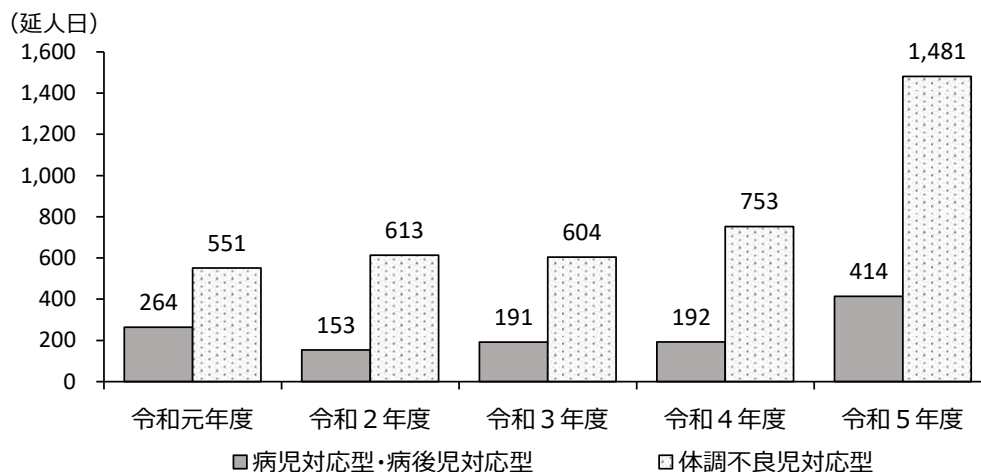
資料：子育て支援課

イ. 病児保育事業

京都きづ川病院あゆみ保育園内「そよかぜルーム」で「病児対応型」及び「病後児対応型」の、里の西保育園、せいじん保育園で「体調不良児対応型」の病児保育事業を実施しています。

「病児対応型」及び「病後児対応型」は令和2年度に減少していますが、その後増加し、令和5年度には414件となっています。一方、「体調不良児対応型」は増加傾向で推移し、令和5年度にはせいじん保育園での事業開始により1,481件と大幅に増加しています。

図表 病児保育事業の利用の推移



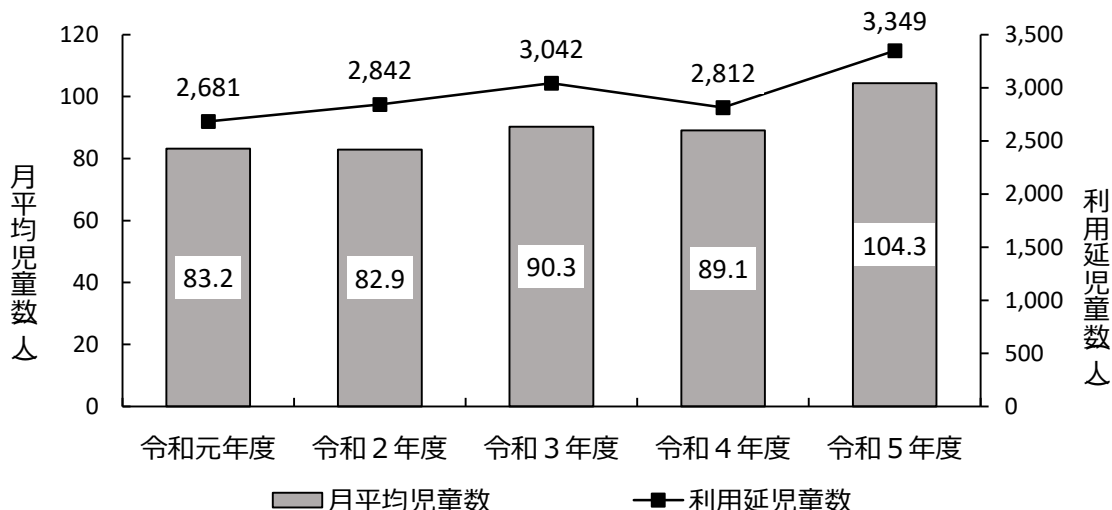
資料：子育て支援課

③要支援児童・特別支援教育の状況

ア. 心身障がい児通園施設ふたば園

心身障がい児通園施設として、ふたば園を設置しています。ふたば園の利用の推移は、月平均児童数はおおむね増加傾向で推移しており、令和5年度は104.3人となっています。また、利用延児童数もおおむね増加傾向にあり、令和5年度は令和元年度（2,681人）から668人増加した3,349人となっています。

図表 ふたば園の利用の推移

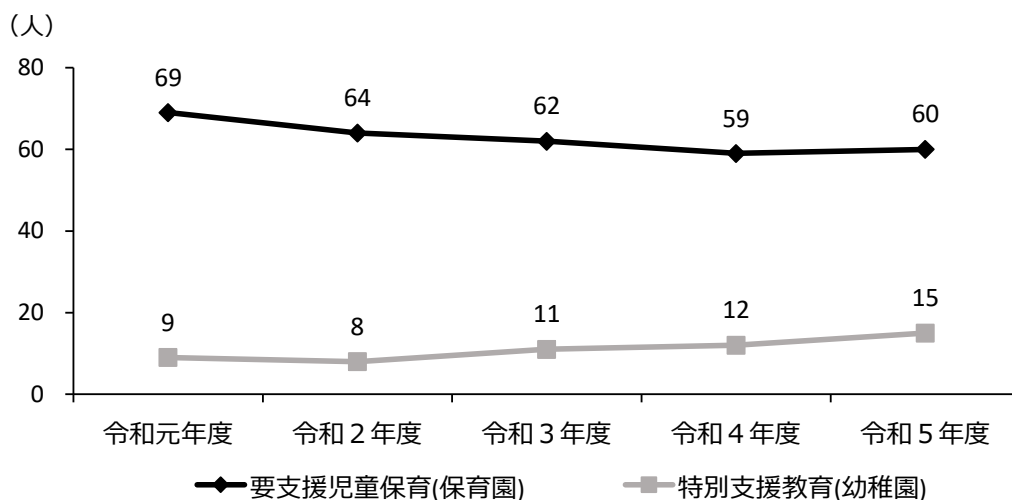


資料：子育て支援課

イ. 要支援児童保育、特別支援教育

市立・私立の保育所において要支援児童保育を、幼稚園において特別支援教育を実施しています。特別支援教育（幼稚園）の利用は増加傾向がみられますが、要支援児童保育（保育所）は減少傾向がみられます。

図表 要支援児童保育、特別支援教育の児童数の推移



※私立幼稚園については、各園で実施しているため除いています

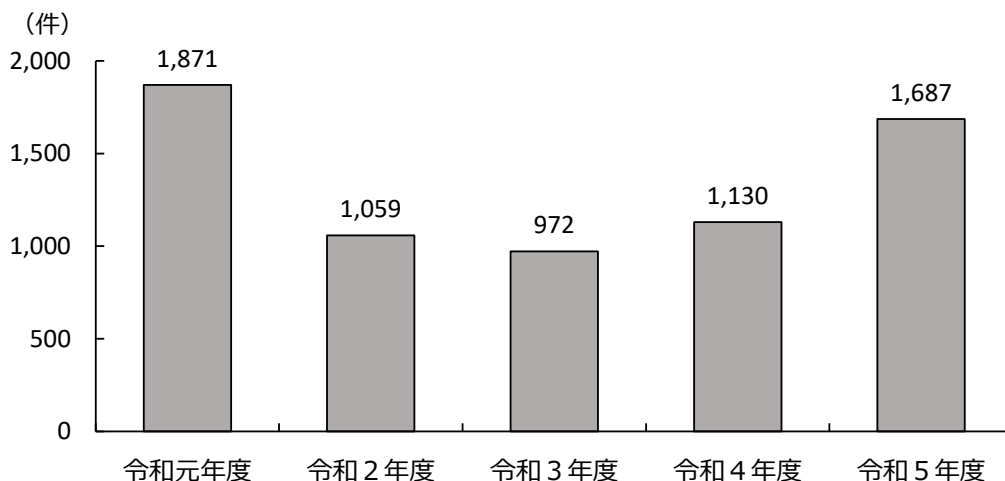
資料：子育て支援課、学校教育課

④地域における子育て支援の状況

ア. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センターの利用件数の推移は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度に利用数が大幅に減少し、令和3年度には1,000件を下回りました。令和4年度以降増加し、令和5年度は1,687件となっています。

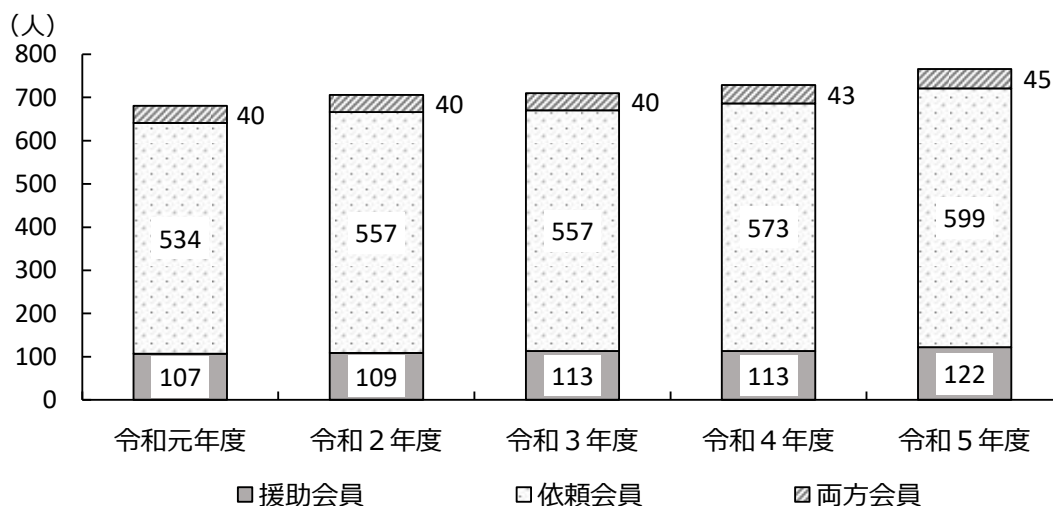
図表 ファミリー・サポート・センターの利用件数の推移



資料：子育て支援課

ファミリー・サポート・センターの会員数の推移は、「依頼会員」（サポートを受けたい方）は増加傾向で推移しており、援助会員（サポートを行いたい方）についてもゆるやかな増加傾向で推移しています。

図表 ファミリー・サポート・センターの会員数の推移

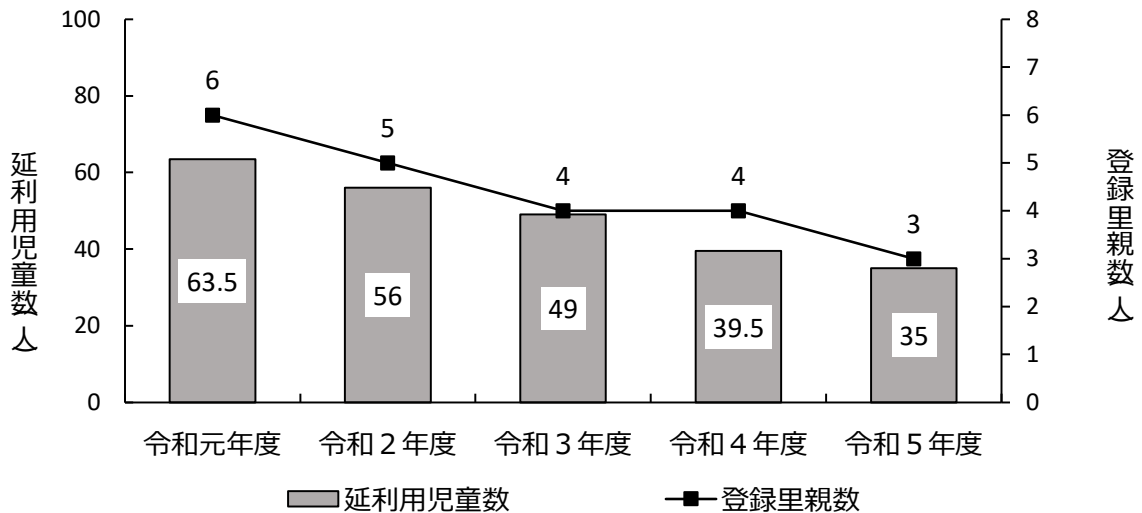


資料：子育て支援課

イ. 昼間里親

昼間里親の利用の推移は、登録里親数の減少により、延利用児童数は年々減少し、令和5年度には35人となっています。

図表 昼間里親の利用の推移



※毎月15日以降の利用の場合は0.5人として数えています

資料：子育て支援課

ウ. 地域子育て支援センター

地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）への相談件数の推移は、新型コロナウイルスの影響により令和2年度に大幅に減少しましたが、その後増加し、令和5年度には1,474件となっています。相談内容は、「基本生活習慣」や「発育・発達」が多くなっています。

図表 地域子育て支援センターへの相談件数の推移

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	1,024	765	1,190	1,417	1,474
基本生活習慣	252	159	261	269	275
発育・発達	188	185	290	290	254
医学的問題	31	24	66	77	52
生活環境	16	4	19	18	9
育児方法	73	53	46	53	39
その他	464	340	508	710	845

資料：子育て支援課

工. 家庭児童相談室

家庭児童相談室への相談件数の推移は、令和2年度に大幅に減少しましたが、その後増加し、令和5年度には4,231件となっています。相談内容は、各年度「養護相談」が最も多く、増加傾向がみられます。

図表 家庭児童相談室への相談件数の推移

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	2,135	1,604	1,750	3,756	4,231
養護相談	1,865	1,496	1,608	3,528	3,921
保健相談	0	0	0	0	0
障がい相談	1	0	4	0	3
非行相談	0	0	0	0	1
育成相談	19	4	6	62	55
その他	250	104	132	166	251

資料：子育て支援課

⑤学童保育の状況

学童保育の月平均登録児童数の推移は、新型コロナウイルスの影響により令和2年度に減少しましたが、その後増加し、令和5年度には816人となっています。令和元年度と令和5年度を比べると、増加率は久世校区、寺田西校区で高くなっています。

図表 学童保育の月平均登録児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月平均登録児童数	773	720	761	773	816
久津川	84	63	64	68	69
古川	36	31	33	25	26
久世	121	114	142	159	166
深谷	44	45	48	52	53
寺田	108	88	79	77	96
寺田南	79	67	69	64	84
寺田西	47	51	66	69	81
今池	62	69	70	77	73
富野	93	81	90	94	86
青谷	49	48	37	39	38
森の舎クラブ	50	63	63	49	44

資料：子育て支援課

(2) 母子保健の状況

ア. 健康診査

妊婦健康診査受診票発行者数は毎年度減少していましたが、令和5年度は増加し、447人となっています。各健康診査の受診率はいずれも95%以上で推移しています。

図表 健康診査の受診状況の推移

(単位：人、%)

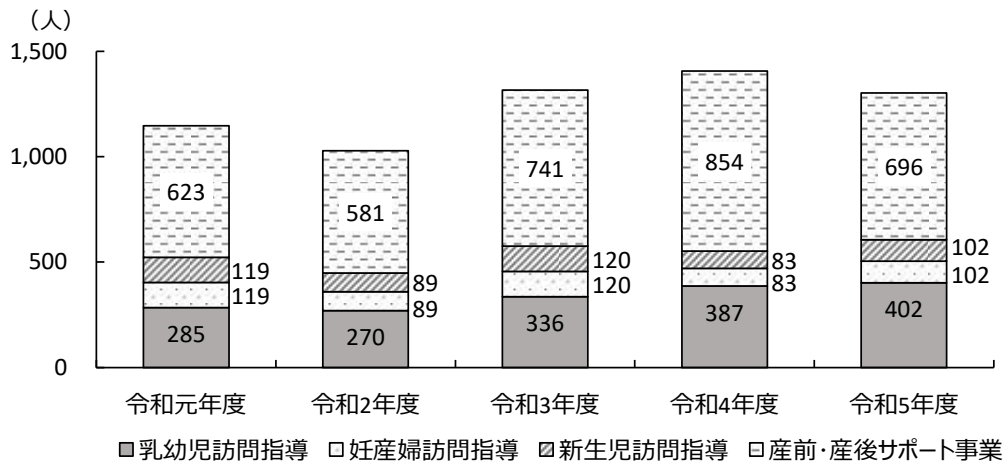
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
妊婦健康診査受診票発行者数		495	479	433	423	447	
3か月児健康診査	受診児数	414	463	442	390	378	
	受診率	97.0	97.5	99.1	97.5	97.4	
8か月児健康診査	受診児数	388	490	440	434	375	
	受診率	96.5	99.8	97.8	99.1	98.4	
1歳8か月児健康診査	一般	受診児数	441	494	457	446	448
		受診率	95.7	96.5	95.4	97.6	100.0
	歯科	受診児数	441	494	457	446	448
		受診率	95.7	96.5	95.4	97.6	100.0
3歳児健康診査	一般	受診児数	495	558	496	489	483
		受診率	97.6	95.9	95.6	99.0	98.6
	歯科	受診児数	495	558	496	488	483
		受診率	97.6	95.9	95.6	98.8	98.6

資料：健康推進課

イ. 家庭訪問指導

家庭訪問指導の状況は、「乳幼児訪問指導」がおおむね増加傾向で推移しており、令和5年度には402人となっています。「産前・産後サポート事業」は令和2年度に減少し、その後増加していましたが、令和5年度に再び減少し、696人となっています。

図表 家庭訪問指導の状況の推移

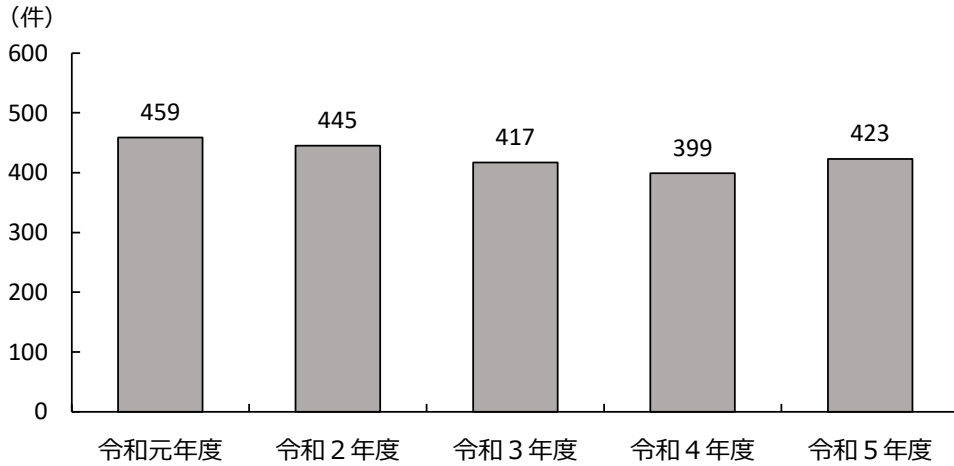


資料：健康推進課

ウ. 母子健康手帳

母子健康手帳の発行件数は減少傾向にあり、令和4年度は400件を下回りましたが令和5年度には増加し、423件となっています。

図表 母子健康手帳の発行件数の推移



資料：健康推進課

エ. 教室、講座等

教室、講座等の受講者数の推移は、新型コロナウイルスの影響により令和2年度に大幅に減少し、その後おおむね増加傾向にあります。令和5年度の受講者数は令和元年度より減少しています。

図表 教室、講座等の受講者数の推移

(単位：回、人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児相談	実施回数	28	8	19	16	18
	受講者数	749	217	350	325	259
妊婦教室	実施回数	15	11	14	14	14
	受講者数	131	120	187	142	168
母子健康教室	実施回数	95	2	77	91	99
	受講者数	2,603	26	1,151	1,549	1,512
離乳食教室	実施回数	22	14	24	24	23
	受講者数	414	256	442	390	378

資料：健康推進課

4. 第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画の推進状況

(1) 就学前児童の状況

第2期計画期間中の本市の児童数は、0～2歳が減少傾向にあり、各年度の児童数は量の見込みよりも実績が下回っています。また3～5歳も減少傾向にあり、量の見込みよりも実績が上回る年度もありますが、令和6年度は下回っています。

1号認定は減少傾向にありますが、各年度とも実績が量の見込みを大きく上回っています。2号認定（保育所及び認定こども園）はおおむね量の見込みに沿っており、計画期間中は横ばいで推移しています。3号認定の0歳は量の見込みを下回り、減少傾向がみられます。また、1～2歳はおおむね量の見込みに沿っており、計画期間中は増加傾向で推移しています。

図表 幼児期の学校教育・保育の状況

(単位：人)

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
児童数	0～2歳	量の見込み	1,438	1,392	1,402	1,373	1,355	
		実績	1,431	1,372	1,394	1,293	1,241	
	3～5歳	量の見込み	1,669	1,644	1,543	1,525	1,472	
		実績	1,661	1,655	1,571	1,539	1,440	
1号 認定	幼稚園及び 認定こども園	3～5歳	量の見込み	552	523	414	440	381
		実績	710	722	652	603	507	
2号 認定	幼稚園	3～5歳	量の見込み	168	165	155	153	148
			実績	0	0	0	0	0
	保育所及び 認定こども園	3～5歳	量の見込み	949	956	974	932	943
			実績	942	917	890	915	914
3号 認定	保育所、 認定こども園、	0歳	量の見込み	106	111	113	117	120
			実績	98	110	109	82	79
	特定地域型 保育事業	1～2歳	量の見込み	560	584	591	608	594
			実績	539	545	576	598	587

1号認定・・・満3歳から小学校就学前までの学校教育のみ子ども

(例) 幼稚園、認定こども園等

2号認定・・・満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 幼稚園、保育所、認定こども園等

3号認定・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等

(2) 幼児期の学校教育・保育の提供状況

① 幼稚園、認定こども園

公立・私立幼稚園の園児数の推移は、おおむね減少傾向となっています。計画期間中の幼稚園等における教育の提供は充足しています。

図表 幼稚園、認定こども園の状況

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み		552	168	523	165	414	155	440	153	381	148
		720		688		569		593		529	
実績	公立幼稚園	34		38		31		38		36	
	私立幼稚園	676		684		621		565		471	
	合計	710		722		652		603		507	
実績－量の見込み		△10		34		83		10		△22	

上記表において、2号認定は、満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子どものうち、学校教育の利用希望がある子どもを表しています。

※実績は各年度5月1日現在の児童数

②保育所、認定こども園、特定地域型保育事業

2号認定の実績は、量の見込みを毎年度下回っており、おおむね横ばいで推移しています。

図表 2号認定の子どもの保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	949	956	974	932	943
実績	942	917	890	915	914
実績－量の見込み	△7	△39	△84	△17	△29

上記表において、2号認定は、満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子どものうち、学校教育の利用希望以外の子どもを表しています。

※実績は各年度4月1日現在の児童数

※認定こども園については、市外の施設利用となります

3号認定の実績は、0歳、1・2歳ともに毎年度量の見込みを下回り、0歳児は令和3年度以降減少し、1・2歳は令和5年度まで増加していましたが、令和6年度に減少しています。

図表 3号認定の子どもの保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の状況

(単位：人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
量の見込み	106	560	111	584	113	591	117	608	120	594
実績	98	539	110	545	109	576	82	598	79	587
実績－量の見込み	△8	△21	△1	△39	△4	△15	△35	△10	△41	△7

※実績は各年度4月1日現在の児童数

※認定こども園については、市外の施設利用となります

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の実績は以下のとおりとなっています。

図表 地域子ども・子育て支援事業の実績

		単 位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
①利用者支援 事業	基本型・特定型	か所	1	1	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	か所	1	1	1	1	1	1	1	1
②時間外保育事業 (延長保育事業)		人	1,107	927	1,132	894	1,150	839	1,136	946
③放課後児童 健全育成事業 (学童保育)	1年生	人	268	247	276	257	278	247	252	246
	2年生	人	228	219	248	215	254	247	255	235
	3年生	人	189	182	193	164	208	171	213	201
	4年生	人	113	112	123	107	129	97	137	120
	5年生	人	51	65	51	59	56	50	58	49
	6年生	人	21	23	23	30	23	26	27	26
	合計	人	870	848	914	832	948	838	942	877
④子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日	14	17	14	6	14	4	14	7
⑤乳児家庭全戸訪問事業		人	170	148	165	143	163	267	160	362
⑥養育支援訪問事業		人	3	3	3	2	3	1	3	1
⑦地域子育て支援拠点事業		人月	1,051	661	1,051	610	1,051	839	1,051	779
一時預かり 事業	⑧幼稚園	人日	29,217	18,481	28,788	22,636	27,051	24,697	26,741	24,086
	⑨保育所	人日	2,114	1,224	2,114	1,653	2,114	1,223	2,114	1,613
⑩病児保育事業		人日	1,202	766	1,205	795	1,157	945	1,159	1,895
⑪子育て援助活 動支援事業 (ファミリー・ サポート・セン ター事業)	就学前 児童	人日	1,685	967	1,685	737	1,685	876	1,685	1,393
	小学生	人日	158	92	158	235	158	254	158	294
⑫妊婦に対する健康診査		人	742	702	719	696	709	621	696	677
⑬実費徴収に係る補足給付を行う 事業			実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

①利用者支援事業

利用者支援事業は、量の見込みに対して過不足なく実施することができています。

図表 利用者支援事業（基本型・特定型）の実績

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1	1	1	1
実績	1	1	1	1
実績－量の見込み	0	0	0	0

図表 利用者支援事業（母子保健型）の実績

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1	1	1	1
実績	1	1	1	1
実績－量の見込み	0	0	0	0

②時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）は、実績が量の見込みを下回っています。

図表 時間外保育事業（延長保育事業）の実績

(単位：人（年間人数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1,107	1,132	1,150	1,136
実績	927	894	839	946
実績－量の見込み	△180	△238	△311	△190

③放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、令和2年度から令和5年度にかけて実績が量の見込みを下回っていましたが、令和6年度は上回っています。また、小学1、2年生の利用はおおむね一定量を見込んでいましたが実績は増加傾向にあり、令和6年度に実績が量の見込みを上回っています。

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育）の実績

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	268	276	278	252	256
	2年生	228	248	254	255	232
	3年生	189	193	208	213	216
	4年生	113	123	129	137	142
	5年生	51	51	56	58	63
	6年生	21	23	23	27	28
	合計	870	914	948	942	937
実績	1年生	247	257	247	246	273
	2年生	219	215	247	235	246
	3年生	182	164	171	201	203
	4年生	112	107	97	120	143
	5年生	65	59	50	49	67
	6年生	23	30	26	26	26
	合計	848	832	838	877	958
実績－量の見込み		△22	△82	△110	△65	21

※各年度4月1日現在

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、令和2年度は実績が量の見込みを上回っていますが、令和3年度以降は下回っています。

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実績

（単位：人日（年間延人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	14	14	14	14
実績	17	6	4	7
実績－量の見込み	3	△8	△10	△7

⑤乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、令和4年度以降、対象家庭の全数訪問を開始していることから、実績が大きく増加しています。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の実績

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	170	165	163	160
実績	148	143	267	362
実績－量の見込み	△22	△22	104	202

⑥養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、令和3年度以降、実績が量の見込みを下回っています。

図表 養育支援訪問事業の実績

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	3	3	3	3
実績	3	2	1	1
実績－量の見込み	0	△1	△2	△2

⑦地域子育て支援拠点事業

市内には現在1か所の地域子育て支援拠点があります。地域子育て支援拠点事業は、各年度、量の見込みに対して利用者数が下回っています。

図表 地域子育て支援拠点事業の実績

(単位：人月 (月延人数))

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1,051	1,051	1,051	1,051
実績	661	610	839	779
実績－量の見込み	△390	△441	△212	△272

⑧一時預かり事業 (幼稚園)

一時預かり事業 (幼稚園) は、実績が量の見込みを下回っています。

図表 一時預かり事業 (幼稚園) の実績

(単位：人日 (年間延人数))

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	①1号認定による利用	520	520	520	520
	②2号認定による利用	28,697	28,268	26,531	26,221
	合計	29,217	28,788	27,051	26,741
実績	公立幼稚園	285	870	901	1,081
	私立幼稚園	18,196	21,766	23,796	23,005
	合計	18,481	22,636	24,697	24,086
実績－量の見込み		△10,736	△6,152	△2,354	△2,655

⑨一時預かり事業（保育所）

一時預かり事業（保育所）は、実績が量の見込みを下回っていますが、その差は縮小傾向です。

図表 一時預かり事業（保育所）の実績

（単位：人日（年間延人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	2,114	2,114	2,114	2,114
実績	1,224	1,653	1,223	1,613
実績－量の見込み	△890	△461	△891	△501

⑩病児保育事業

病児保育事業は、令和2年度から令和4年度にかけて実績が量の見込みを下回っていましたが、令和5年度は、せいじん保育園において「体調不良児対応型」の事業が開始されたため、実績が大きく増加しています。

図表 病児保育事業の実績

（単位：人日（年間延人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	1,202	1,205	1,157	1,159
実績	766	795	945	1,895
実績－量の見込み	△436	△410	△212	736

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業は、各年度実績が量の見込みを下回っていますが、令和5年度には実績が大きく増加しています。

図表 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実績
（単位：人日（年間延人数））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	就学前児童	1,685	1,685	1,685	1,685
	小学生	158	158	158	158
	合計	1,843	1,843	1,843	1,843
実績	就学前児童	967	737	876	1,393
	小学生	92	235	254	294
	合計	1,059	972	1,130	1,687
実績－量の見込み		△784	△871	△713	△156

⑫妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査は、実績が量の見込みを下回っています。

図表 妊婦に対する健康診査の実績
（単位：人（年間人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
量の見込み	742	719	709	696
実績	702	696	621	677
実績－量の見込み	△40	△23	△88	△19

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、計画どおり実施することができています。

図表 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施

第3章 「量の見込み」と「確保方策」について

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、地域の状況に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域として定めることとしています。

本市では現在、校区や生活圏を超えて全市的に教育・保育施設や子育て支援サービスが利用されていることや地理的条件等も踏まえ、市全体を1つの教育・保育提供区域として設定します。

2. 「量の見込み」と「確保方策」

(1) 「量の見込み」の算出について

「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（需要）を推計し、需要に対応する「目標値」や「提供体制の確保の内容及び実施時期」を定めることとされています。「量の見込み」の算出にあたっては、国から手引き書や、推計のためのワークシートが提供されており、本市においても、原則としてワークシートに基づいて潜在家庭類型ごとにニーズ量を算出し、その合計値を量の見込みとしますが、算出結果が本市の現状の実績値と乖離がある場合などには、補正をしています。

「潜在家庭類型」とは量の見込みの算出にあたり、国の手引き書に基づき分類した家庭類型です。まず、父母の就労状況をもとに現在の家庭類型を定めます。次に、母親の今後の就労希望をもとに現在の家庭類型からの移動を加味したものが、「潜在家庭類型」です。

(2) 確保方策について

需要に対応する「目標値」や「提供体制の内容及び実施時期」について、本章では、各実施予定年度における「目標値」や「提供体制（供給量）」を「確保方策」として記載しています。提供体制を実現するための方策は、第4章以降の基本方針等に記載しています。

3. 学校教育・保育事業

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

本市における幼児期の学校教育・保育の量の見込みは以下のとおりとなっています。

図表 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数	0歳		414	412	410	411	416
	1歳		397	439	438	435	436
	2歳		401	404	447	446	441
	3～5歳		1,448	1,366	1,330	1,299	1,347
1号認定	幼稚園及び認定こども園	3～5歳	388	366	356	348	361
2号認定	幼稚園	3～5歳	69	65	63	62	64
	保育所及び認定こども園	3～5歳	919	867	844	824	855
3号認定	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業	0歳	88	88	87	88	89
		1歳	263	290	290	288	288
		2歳	275	277	306	306	302

1号認定・・・満3歳から小学校就学前までの学校教育のみの子ども

(例) 幼稚園、認定こども園等

2号認定・・・満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 幼稚園、保育所、認定こども園等

3号認定・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等

(2) 幼児期の学校教育・保育の提供体制の量の見込みと確保方策等

① 幼稚園、認定こども園

本市には市立幼稚園1園、私立幼稚園6園の7園があります。令和6年度の市立幼稚園の定員は105人、私立幼稚園の定員は1,600人で、合計1,705人です。

図表 幼稚園、認定こども園の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
		学校教育の利用希望		学校教育の利用希望		学校教育の利用希望		学校教育の利用希望		学校教育の利用希望
量の見込み	388	69	366	65	356	63	348	62	361	64
確保方策	1,705		1,705		1,705		1,705		1,705	

※「私立幼稚園」は、子ども・子育て支援新制度における施設型給付を受けず従来の私学助成を受ける幼稚園のことです

② 認定こども園等に係る基本的考え方

認定こども園の認可や幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等については、今後、少子化により施設数や利用定員が過剰となることが想定されるため、施設の適正配置の観点や既存の管内教育・保育施設を含めた需給バランスを総合的に勘案し、状況に応じた判断を行います。

③保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等

本市には市立保育所5園、私立保育所5園、小規模保育事業所2園、家庭的保育事業所1園があり、令和6年度の市立保育所の定員は620人、私立保育所の定員は910人、小規模保育事業所の定員は38人、家庭的保育事業所の定員は5人、合計1,573人です。

図表 保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等の量の見込みと確保方策
(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,545	1,522	1,527	1,506	1,534
確保方策	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596

ア. 2号認定※の子どもの保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等の量の見込みと確保方策 (単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		919	867	844	824	855
確保方策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	945	945	945	945	945
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業等)	3	3	3	3	3

※2号認定のうち、学校教育の利用希望以外

イ. 3号認定の子どもの保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等の量の見込みと確保方策 (単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み		88	263	275	88	290	277	87	290	306	88	288	306	89	288	302
確保方策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	124	461		124	461		124	461		124	461		124	461	
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	10	33		10	33		10	33		10	33		10	33	
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業等)	4	13		4	13		4	13		4	13		4	13	
	市独自事業 (昼間里親保育事業)	0	3		0	3		0	3		0	3		0	3	

4. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

本市で実施している及び実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは以下のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者支援事業	基本型・特定型	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
②妊婦等包括相談支援事業		人	1,588	1,580	1,573	1,577	1,595
③時間外保育事業（延長保育事業）		人	882	869	872	860	876
⑥放課後児童健全育成事業（学童保育）	1年生	人	246	252	230	249	211
	2年生	人	249	224	231	211	227
	3年生	人	192	195	174	179	164
	4年生	人	145	137	139	125	129
	5年生	人	69	70	66	67	60
	6年生	人	25	25	25	24	24
	合計	人	926	903	865	855	815
⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）		人日	7	7	7	7	7
⑧乳児家庭全戸訪問事業		人	401	399	397	398	403
⑨養育支援訪問事業		人	55	55	55	55	55
⑩子育て世帯訪問支援事業		人	3	3	3	3	3
⑭地域子育て支援拠点事業		人月	779	779	779	779	779
一時預かり事業	⑮幼稚園	人日	25,335	23,901	23,271	22,728	23,568
	⑯保育所	人日	1,248	1,267	1,288	1,281	1,292
⑰病児保育事業	病児・病後児対応型	人日	398	387	386	380	388
	体調不良児対応型	人日	1,519	1,519	1,519	1,519	1,519
⑱子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	就学前児童	人日	984	984	984	984	984
	小学生	人日	703	703	703	703	703
⑲妊婦に対する健康診査		人	660	656	653	655	663
⑳産後ケア事業		人	134	134	133	133	135

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

利用者支援事業とは、子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者、または妊娠している方等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、子育て家庭の個別ニーズを把握し、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業で、地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）で実施しています。

また、本市では、こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター型」も実施しています。

図表 利用者支援事業の量の見込みと確保方策（基本型・特定型）

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

図表 利用者支援事業の量の見込みと確保方策（こども家庭センター型）

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

② 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談を行う事業です。

図表 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,588	1,580	1,573	1,577	1,595
確保方策	1,588	1,580	1,573	1,577	1,595

③時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）とは、保護者の就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う事業のことです。

本市では時間外保育事業（延長保育事業）をすべての保育所等で実施しています。

図表 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策

（単位：人（年間人数））

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	882	869	872	860	876
確保方策	882	869	872	860	876

④実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に保護者が支払う費用などを助成する事業です。本市では、幼稚園で給食費として実費徴収している費用のうち副食費相当分に対する助成を実施しています。

なお、認可保育所等の副食費に対しては、年収360万円未満相当世帯に国による免除規定があり、年収360万円～640万円相当世帯の第3子以降の副食費に対しては府の補助制度があります。

⑤多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新たな保育ニーズへの対応や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、地域ニーズに即した事業の整備を促進していくことが必要です。

新規参入施設等の事業者に対して、事業運営や実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業です。

⑥放課後児童健全育成事業（学童保育）

本市では、放課後児童健全育成事業（学童保育）を、各小学校内に設置する学童保育所と社会福祉法人清仁福祉会が運営する森の舎クラブにおいて、小学1年生から6年生までの児童で、両親等が就労等のため放課後に家庭において保育を受けられない児童に対して実施しています。

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	246	252	230	249	211
	2年生	249	224	231	211	227
	3年生	192	195	174	179	164
	4年生	145	137	139	125	129
	5年生	69	70	66	67	60
	6年生	25	25	25	24	24
	合計	926	903	865	855	815
確保方策		926	903	865	855	815

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

本市では、子育て中の家庭を対象に、保護者の方が入院や出張、育児疲れなどの理由で、一時的に子どもをみられなくなったとき、市が委託契約している「京都大和の家」（精華町）及び「桃山学園」（京都市伏見区）でお子さんをお預かりします。

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

（単位：人日（年間延人数））

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7

⑧乳児家庭全戸訪問事業

本市では、子育てに関する不安や悩みをお聞きするとともに、子育て情報を提供するため、生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	401	399	397	398	403
確保方策	401	399	397	398	403

⑨養育支援訪問事業

養育支援訪問事業とは、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

図表 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	55	55	55	55	55
確保方策	55	55	55	55	55

⑩子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業とは、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。令和6年度より養育支援訪問事業のうち育児・家事援助について、子育て世帯訪問支援事業に移行されたものです。

図表 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

⑪児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

⑫親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

⑬子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど養育支援が特に必要な家庭を対象に、その居宅を訪問し、養育に関する助言や相談支援を行います。

また、児童虐待を防止する地域ネットワークの機能強化を図るため、行政職員やネットワーク構成員の専門性強化や連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

⑭地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことで、平成27年度より地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）で実施しています。

図表 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

(単位：人月(月延人数))

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	779	779	779	779	779
確保方策	779	779	779	779	779

⑮一時預かり事業（幼稚園）

本市では、親の就労の多様化等のニーズに応えるため、全幼稚園で預かり保育を実施しています。

図表 一時預かり事業（幼稚園）の量の見込みと確保方策

（単位：人日（年間延人数））

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25,335	23,901	23,271	22,728	23,568
確保方策	25,335	23,901	23,271	22,728	23,568

⑯一時預かり事業（保育所）

本市では、保護者が一時的・緊急的に子どもの保育ができなくなった場合の対応として、私立保育所4園で一時保育事業（せいじん、里の西、しいの木）と休日の一時保育事業（清心）を実施しています。

図表 一時預かり事業（保育所）の量の見込みと確保方策

（単位：人日（年間延人数））

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,248	1,267	1,288	1,281	1,292
確保方策	1,248	1,267	1,288	1,281	1,292

⑰病児保育事業

本市では、京都きづ川病院で病児対応型及び病後児対応型の病児保育事業を実施しています。また、里の西保育園とせいじん保育園で体調不良児対応型の病児保育事業を実施しています。

図表 病児保育事業の量の見込みと確保方策（病児対応型・病後児対応型）

（単位：人日（年間延人数））

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	398	387	386	380	388
確保方策	398	387	386	380	388

図表 病児保育事業の量の見込みと確保方策（体調不良児対応型）

（単位：人日（年間延人数））

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,519	1,519	1,519	1,519	1,519
確保方策	1,519	1,519	1,519	1,519	1,519

⑱子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本市では、仕事と育児の両立を図り、地域で安心して子育てができる環境づくりとして、子育てのサポートを受けたい方（依頼会員）と、子育てのサポートを行いたい方（援助会員）が会員となり、会員同士で育児に関する相互援助活動を行っています。

図表 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日（年間延人数））

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	就学前児童	984	984	984	984	984
	小学生	703	703	703	703	703
	合計	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687
確保方策		1,687	1,687	1,687	1,687	1,687

⑱妊婦に対する健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

図表 妊婦に対する健康診査の量の見込みと確保方策

(単位：人 (年間人数))

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	660	656	653	655	663
確保方策	660	656	653	655	663

⑳産後ケア事業

出産後1年までの母子の生活を支援するため、母子のケアや育児サポート（授乳の仕方・沐浴・育児相談等）を行う事業です。

図表 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	134	134	133	133	135
確保方策	134	134	133	133	135

㉑乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業とは、保育所等の施設において、保育所等に入所していない満3歳未満の児童に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、当該児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握するため、面談や子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

教育・保育の質の向上のために、各施設間での交流を促し、実践研修や交流保育等の実施や事例の共有を通じて、情報・ノウハウの共有化を図るとともに、市と各施設との定期的な意見交換の場を設けることで、現場における課題の抽出と迅速な対策に努めてまいります。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

育ちと学びの連続性を踏まえた幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ることを目的として、小学校、幼稚園、保育所及び行政機関で構成される城陽市幼保小連携推進会議の取組を継続してまいります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、特定子ども・子育て支援施設としての確認や公示を行うとともに、公正かつ適正な支給の確保、保護者の利便性を勘案し、円滑な給付の実施を進めます。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、「城陽市子ども・子育て支援事業計画」の第3期計画であり、第2期計画の取組をさらに発展させる後継計画の性格を有していることから、これまでの考え方を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のとおり設定します。

「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」

2. 現状と課題、今後の子ども・子育て支援における基本方針

(1) 現状と課題

○学校教育・保育の提供について

本市では、女性の就業率の高まりとともに、2歳未満児の保育ニーズの増加により、令和元年4月時点において保育所で待機児童が発生しました。この状況を受け、令和2年度と令和4年度に小規模保育事業所を各1園整備するなどの対策を行い、令和3年度以降、待機児童は発生しておらず、今後も「量の見込み」は供給量を下回ると見込まれます。しかし、引き続き、雇用・労働における社会環境の変化に対応していくことが必要です。

「第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）においては、教育・保育施設を利用する理由の設問に対して、多くの保護者が「子どもの教育や発達を第一に考えている」と回答しており、質の高い教育・保育や、女性の社会進出や働き方の多様化を背景とした様々な保育ニーズへの対応が必要とされているほか、親子で遊べる場所が求められています。

○地域子ども・子育て支援事業について

ほとんどの事業において、今後の「量の見込み」は供給量を下回ると見込まれますが、子どもの権利を社会全体で理解し、健やかな成長を支える環境づくりとして、児童虐待やヤングケアラー、子どもの貧困などへの対策が必要です。児童虐待は、障がいや貧困等の家族を取り巻く環境に起因して引き起こされることが多いこともあり、ひとり親家庭や生活困窮家庭、発達に課題のある子どもなど、様々な環境の人々を認め合い、人権を尊重する意識を醸成することが重要です。

このほか、「アンケート調査」の結果からは、経済的負担の軽減や、仕事と子育ての両立について、多様で柔軟な働き方が選択できる環境の整備が進んでいるものの一層の取組の推進が求められています。

○その他

核家族化等による地域の子育て機能の低下などから、子育てにおける不安や孤立感が高まっているため、相談体制を充実するとともに、地域団体や地域住民との交流促進が必要です。

また、子どもにとって地域交流は、様々な人と出会い、多様な体験を通じて社会性やコミュニケーション能力等を習得できるため、子どもを社会で育てる意識の定着を図ることが重要です。

以上の現状と課題を踏まえ、今後の基本方針を以下のとおりとします。

(2) 今後の子ども・子育て支援における基本方針

基本方針① 子どもが健やかに成長・発達するための支援と心豊かに育つ環境づくり

子どもの健やかな育ちを支えることは、将来の担い手を育成するための未来への重要な投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであると認識し、子どもが次代の担い手として、心身ともに健やかに成長できるよう家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組みます。また、子どもが心豊かに育つように、教育・保育環境や交通環境の充実、親子で遊べる場の確保に取り組みます。

基本方針② 子どもの人権の尊重と配慮を必要とする家庭等への支援

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもが健やかに安心して成長できる環境づくりに努めます。子育て世帯における障がい、疾病、虐待、貧困などの社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての人が持てる力を発揮し、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭、地域、保育・教育施設などの関係機関と連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続します。また、様々な機会において、「子どもの最善の利益」を考慮して意思決定がなされるよう、子どもの権利擁護を推進し、健やかな育ちを等しく保障する社会をめざすため、子どもの意見を適切に聴取する機会を確保します。

基本方針③ 出産・共働き・共育てのさらなる推進

安心して妊娠、出産、子育てができるように切れ目ない支援を行います。また、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らし、男女がゆとりある生活を送るとともに家庭生活や地域生活との調和を図れるように、共働き・共育て社会の実現に向けた支援を行います。

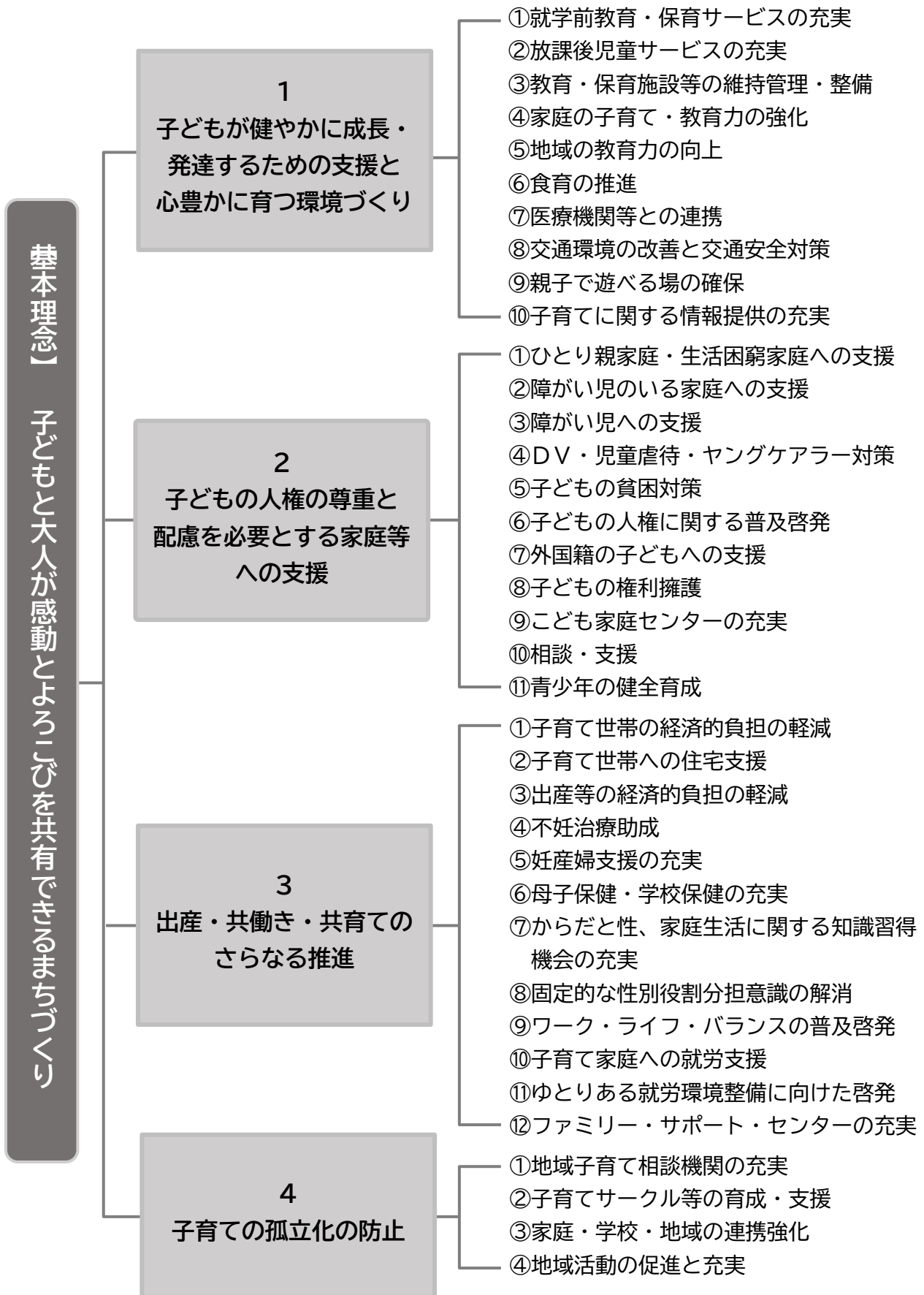
基本方針④ 子育ての孤立化の防止

子育ての孤立化を防ぎ、負担感や不安感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流し、相談できる場が求められています。子育ての当事者が孤立することなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育て時期を過ごせるよう、適切な支援の場を提供するとともに相談体制の充実を図ります。

また、子育て世帯が様々な人と出会い、豊かな情操を育めるよう、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、支援する地域づくりを進めます。

第5章 子ども・子育て支援関連施策の展開

1. 取組の体系



2. 施策の展開

1 子どもが健やかに成長・発達するための支援と心豊かに育つ環境づくり

(1) 基本方針①

子どもの健やかな育ちを支えることは、将来の担い手を育成するための未来への重要な投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであると認識し、子どもが次代の担い手として、心身ともに健やかに成長できるよう家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組みます。また、子どもが心豊かに育つように、教育・保育環境や交通環境の充実、親子で遊べる場の確保に取り組みます。

(2) 施策の展開

①就学前教育・保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育内容の充実 ・京都府等との連携による保育士の確保 ・一時預かり事業の実施 ・延長保育事業、一時保育事業、休日一時保育事業の実施 ・病児保育事業の継続と実施施設の拡大検討 ・医療的ケア児支援のための体制の確保 ・保育所等、幼稚園における要支援児童保育や特別支援教育の実施 ・円滑な就学に向けた幼保小連携の推進 ・キャッシュレス決済を含むICT化の推進 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施
②放課後児童サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備の維持管理 ・防災・防犯・安全面に配慮した施設の整備や改修 ・民間事業者のノウハウを活用した放課後児童支援員等の確保
③教育・保育施設等の維持管理・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備の維持管理 ・防災・防犯・安全面に配慮した施設の整備や改修 ・城陽市学校施設等長寿命化計画に基づく教育施設の改修 ・子育てバリアフリーの推進
④家庭の子育て・教育力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童生徒のニーズに応じた教育的支援の推進
⑤地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの理解や人権尊重意識の習得のための教育の推進 ・地域に開かれた子育て交流・相談支援の実施
⑥食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭による食に関する指導の実施 ・幼児期からの食育の推進

⑦医療機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> • 妊産婦の健康支援の実施 • 予防接種や健康診査等の年齢期ごとの保健予防の実施 • 乳幼児の救急医療体制や休日急病診療所の実施 • 周産期医療の体制の確保
⑧交通環境の改善と交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> • ユニバーサルデザイン車両による城陽さんさんバスの運行 • 駅構内のバリアフリー化に向けた取組の実施 • 青谷方面乗合タクシーの運行 • 道路の補修・改良や交通安全施設の整備等の適正な維持管理 • 交通安全意識の普及啓発 • 市PTA連絡協議会等からの通学路等改善要望に基づく道路環境の改善
⑨親子で遊べる場の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 各種連携によるあそびのひろば事業の実施 • 地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）の民生児童委員協議会等との連携 • 公園の適切な維持管理及び地域ニーズに沿った公園づくり • バリアフリーの基準・条例等に基づく安心安全な道路・公園の整備 • 定期的な清掃や緑化による、公園・緑地・道路などの良好な環境の整備 • 青谷梅林、緑と歴史の散歩道などの修繕・修復、自然環境の保全
⑩子育てに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援講座の実施 • 子育てに関する相談の実施 • 子育て支援サイト（JOY♡KIDS）の充実 • 各種広報媒体による子育て関連施策のタイムリーな情報の提供

2 子どもの人権の尊重と配慮を必要とする家庭等への支援

(1) 基本方針②

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもが健やかに安心して成長できる環境づくりに努めます。子育て世帯における障がい、疾病、虐待、貧困などの社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての人が持てる力を発揮し、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、子どもの育ちの連続性を大切にしながら、家庭、地域、保育・教育施設などの関係機関と連携し、連続性・一貫性を持って支援を継続します。また、様々な機会において、「子どもの最善の利益」を考えて意思決定がなされるよう、子どもの権利擁護を推進し、健やかな育ちを等しく保障する社会をめざすため、子どもの意見を適切に聴取する機会を確保します。

(2) 施策の展開

①ひとり親家庭・生活困窮家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施策等の情報提供、相談の実施 ・ひとり親家庭の交流機会の提供 ・ひとり親家庭の自立に向けた支援と関係機関との連携 ・ひとり親家庭福祉医療費の充実に向けた国・府への要望 ・児童扶養手当の適正な支給
②障がい児のいる家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の適正な支給 ・利用者負担軽減の実施
③障がい児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児福祉サービス関連事業者との連携 ・補装具費の支給
④DV・児童虐待・ヤングケアラー対策	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問事業による虐待の未然防止、早期発見 ・虐待防止に関する啓発事業の実施 ・虐待対応機関との連携
⑤子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の周知 ・学習支援の実施
⑥子どもの人権に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策の推進 ・教職員・保育士の人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上 ・人権教育の実施
⑦外国籍の子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導教員の配置に向けた国・府への要望 ・就学に向けた書類等の多言語化

⑧子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの権利擁護に関する情報提供、啓発 • 子どもの意見を聴く機会の確保
⑨こども家庭センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援と母子保健の連携・協働の強化 • 子ども福祉従事者の専門性の向上
⑩相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施 • 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の実施検討 • ふたば園による相談・支援の実施
⑪青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> • 電子メールや電話等を使った教育相談窓口の継続による相談活動の実施 • 「家庭と地域を考えるつどい」、城陽市青少年健全育成市民会議主催による「ネットワークづくり懇談会」、「啓発パトロール」及び「あそびのはくぶつ館」の実施 • 家庭・学校・地域及び警察等の関係機関と連携した取組の実施

3 出産・共働き・子育てのさらなる推進

(1) 基本方針③

安心して妊娠、出産、子育てができるように切れ目ない支援を行います。また、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らし、男女がゆとりある生活を送るとともに家庭生活や地域生活との調和を図れるように、共働き・子育て社会の実現に向けた支援を行います。

(2) 施策の展開

①子育て世帯の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当の支給 ・ 子育て支援医療費の充実
②子育て世帯への住宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯への住宅支援に関する情報提供、支援
③出産等の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金の支給 ・ 出産・子育て応援給付金の支給
④不妊治療助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊治療等助成制度の啓発と実施
⑤妊産婦支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての妊婦との面談による情報提供、支援 ・ 妊婦教室の内容充実・参加促進による母親の健康保持と出産に関する正しい知識の習得 ・ 父親に対する母子保健に関する情報提供、啓発 ・ 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の充実 ・ 妊婦歯科治療費の助成
⑥母子保健・学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査の実施 ・ 一貫した健康診査体制の確立と受診勧奨 ・ 未受診家庭に対する訪問での状況把握による育児不安の軽減 ・ 健康診査後の母子訪問指導の実施 ・ 健康相談等の活用や不安・悩みが語れる教室の運営 ・ むし歯のない幼児の増加推進 ・ 健康保持と疾病予防についての相談窓口・学習機会の充実及びパンフレット等による情報提供 ・ スクールカウンセラーとの連携 ・ 学校医と地域の保健機関等との連携・協力

⑦からだと性、家庭生活に関する知識習得機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健や学活、家庭科などの教育の充実による子育てに関する正しい知識の醸成
⑧固定的な性別役割分担意識の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動・職業生活における女性の活躍推進に関する情報提供、啓発 ・行政における女性職員の管理監督職への登用の推進 ・各種審議会・委員会等への女性の参画・登用の推進 ・男性の家庭生活への参加促進
⑨ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、ポスター、広報紙への啓発記事の掲載、働く女性の家や男女共同参画支援センター（ぱれっとJOYO）による取組の実施
⑩子育て家庭への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性の家による仕事に役立つ講座の実施
⑪ゆとりある就労環境整備に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット・ポスター・広報紙への啓発記事の掲載による取組の実施
⑫ファミリー・サポート・センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター活動促進補助金の交付 ・会員増加に向けた取組の実施

4 子育ての孤立化の防止

(1) 基本方針④

子育ての孤立化を防ぎ、負担感や不安感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流し、相談できる場が求められています。子育ての当事者が孤立することなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育て時期を過ごせるよう、適切な支援の場を提供するとともに相談体制の充実を図ります。また、子育て世帯が様々な人と出会い、豊かな情操を育めるよう、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、支援する地域づくりを進めます。

(2) 施策の展開

①地域子育て相談機関の充実	・ 地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）における各地域での出張相談の充実
②子育てサークル等の育成・支援	・ 子育てサークルへの支援、サークル同士の交流の促進
③家庭・学校・地域の連携強化	・ 放課後子ども教室、土曜子ども教室の実施・開設支援
④地域活動の促進と充実	・ 文化パーク城陽の利用の促進 ・ 城陽市子どもの読書活動推進計画に基づく取組の充実 ・ おすすめブック30に基づく子どもの読書推進 ・ ボランティアグループ等との連携による絵本の読み聞かせ等の取組の充実 ・ コミセンにおける各種教室・親子ふれあい事業の実施 ・ 市子ども会後援会協議会などへの支援の実施 ・ ニュースポーツなどのスポーツ教室や大会の実施 ・ 校区社会福祉協議会による子育て交流事業の実施 ・ 地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）における地域・多世代交流事業の推進

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制の強化

子ども・子育て支援は、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

2. 市民や地域との協働による推進

(1) 市の役割

市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの育ちに関する理念及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実現していきます。

(2) 子育てをされている家庭の方へ

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。家庭、地域、施設といった子どもの生活の場を連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要です。

(3) 市民の方へ

子ども・子育て支援は、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えるを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく、よろこびや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざしています。そのために、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが求められています。

(4) 事業者の方へ

子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるようになるために、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められています。

3. 計画の進行管理

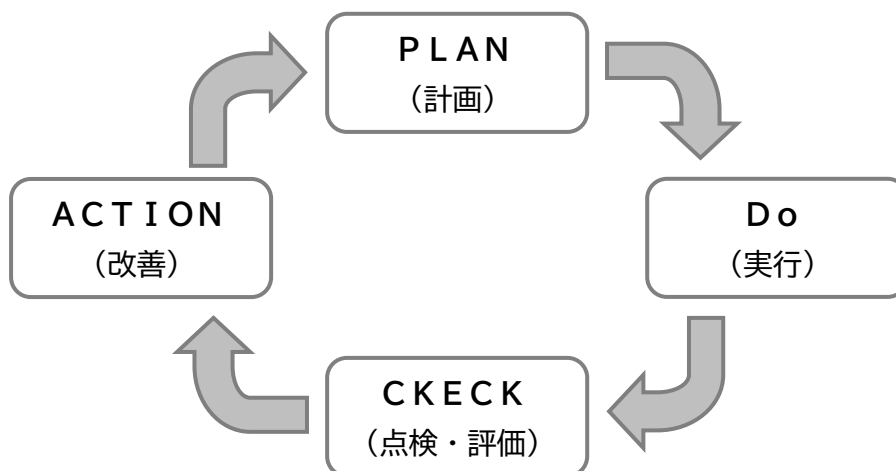
「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、各年度において、施策の実施状況等について点検、評価し、その結果を公表することとされています。

本市では、城陽市子ども・子育て会議において各年度の進捗状況を報告します。会議では国及び府による子育て支援の動向や社会情勢を踏まえながら、市民の視点に立った点検及び評価を行うとともに、施策の実現に向けた審議を行います。

市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

このサイクルは、個々の事業ごとに「P→D→C→A」と回り、再度個々の事業についての現状を把握し、見直し後の「P」に戻ります。このようにして具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返し、計画（事業）を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へとつなげていきます。

図表 計画の進行管理



參考資料

1. 城陽市子ども・子育て会議委員名簿

(条例による分類別 50 音順、敬称略)

条例による分類	氏名	職名	備考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	安藤 和彦	京都西山短期大学 客員教授	会長
	大久保 千恵	京都橘大学 教授	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	浅井 達司	学校法人城陽学園 理事長	
	生駒 教	城陽市民生児童委員協議会 主任児童委員連絡会 代表	副会長
	石田 實	社会福祉法人城陽福祉会 理事長	
	鈴木 美湖	城陽市立青谷保育園 園長	
	土井 浩之	京都府山城北保健所 福祉課長	
	中川 雅生	医療法人啓信会 京都きづ川病院 顧問	
	藤井 正和	城陽市立寺田小学校 校長	
	山下 浩二	社会福祉法人城陽市社会福祉協議会 事務局長	
子どもの保護者	上島 道子	私立幼稚園保護者会 代表	R6.4.1~
	川上 歩未	城陽市私立保育園保護者会連絡協議会 代表	R6.4.1~
	木田 雄輝	市立保育園保護者会 代表	R6.4.1~
	関留 奈留美	城陽市私立保育園保護者会連絡協議会 代表	~R6.3.31
	田中 由佳	市立幼稚園PTA 代表	R6.4.1~
	橋本 知佳	市立保育園保護者会 代表	~R6.3.31
	服部 美紗代	私立幼稚園保護者会 代表	~R6.3.31
	森 聡美	市立幼稚園PTA 代表	~R6.3.31
公募による市民	森田 多恵	公募市民	
	山田 優子	公募市民	
使用者及び労働者の代表	田村 徳隆	株式会社ミズホ 代表	
	津山 享平	星和電機労働組合 代表	~R7.1.31
	中川 淳貴	星和電機労働組合 代表	R7.2.1~

2. 計画の策定経過

年 月	項 目
令和5年10月2日(月)	令和5年度城陽市子ども・子育て会議(第1回) ・(仮称)第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和6年2月28日(木) ～3月22日(金)	第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査の実施
令和6年8月22日(木)	令和6年度城陽市子ども・子育て会議(第1回) ・第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査結果報告書及び骨子案について
令和6年11月22日(金)	令和6年度城陽市子ども・子育て会議(第2回) ・第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画～原案～について
令和6年12月27日(金) ～令和7年1月27日(月)	パブリックコメントの実施
令和7年2月13日(木)	令和6年度城陽市子ども・子育て会議(第3回) ・第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画～最終案～について

3. 用語解説

あ行	
あそびのひろば	保育所や幼稚園等が、在宅の子育て家庭に対して、施設を開放してあそびの場を提供し、子育ての相談等を行う事業です。
育児休業	労働者が育児のために一定期間休業することができる制度です。育児・介護休業法に定められ、女性労働者だけでなく、男性労働者の取得も推奨されています。原則1歳未満の子どもを養育するために取得できますが、特定の条件下では最長2歳まで延長が可能です。
一時預かり事業 (保育所)	生後6か月から就学に達するまでの未就園児童を対象として、保護者の都合により子どもの世話ができないときに、保育を行う事業です。せいじん保育園・里の西保育園・しいの木保育園で実施しています。(一時保育事業) 生後8か月から就学に達するまでの子どもを対象として、日曜日・祝日(年末年始を除く)において、保護者の都合により子どもの世話ができないときに、保育を行う事業です。清心保育園で実施しています。(休日の一時保育事業)
一時預かり事業 (幼稚園)	幼稚園において、通常の保育時間(市立幼稚園では午前8時45分～午後2時)を超えて保育を行う事業です。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出に対応するために、保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う事業です。

か行	
家庭児童相談室	子どものことが気にかかったり、悩んだりしたときには些細なことでも相談を受け付けている施設です。また、児童の養育上の問題・児童虐待・要保護児童に関する相談に応じます。
家庭的保育事業	0歳～2歳児を対象として、少人数(5人以下)のきめ細かな保育を行う事業です。にこにこ保育園で実施しています。
学童保育所	保護者の就労等の理由により留守家庭となる小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後に保育を行う施設です。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域において、育児のサポートを受けたい方と、育児のサポートを行いたい方が会員となり、会員同士で育児に関する相互援助活動を支援する事業です。援助を受けた場合は、利用料等を支払う必要があります。

か行	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病や仕事等の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合や、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、小学校修了前までの児童を児童福祉施設において一定期間養育を行う事業です。

さ行	
児童虐待	保護者とその監護する児童に対して、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢）、心理的虐待という虐待行為を行い、子どもの健全な育成を妨げることをいいます。虐待を疑われる場合や発見した場合に通告することが、児童福祉法に義務付けられています。
小規模保育事業	0歳～2歳児を対象として、少人数（6～19人）のきめ細かな保育を行う事業です。広野幼稚園、第二里の西保育園で実施しています。

た行	
地域子育て支援センター	家庭で子どもの保育をされている方を対象に子育て支援を行う施設です。子育て支援講座、子育てサークルの紹介、あそびのひろば訪問等の他に、専門の職員が育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供等も行います。また、地域や多世代交流の場でもあります。
特定教育・保育施設	特定教育・保育施設とは、小学校就学前の子どもが幼児教育や保育を受けられる施設です。幼稚園、認定こども園、保育所（園）などがあります。
特定地域型保育事業	地域における多様な保育ニーズに対応するため、保育所（原則20人以上）より少人数の単位で0歳から2歳の乳幼児の保育を行う事業です。市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置づけられ、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっており、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4類型があります。

な行	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの赤ちゃんがいる全家庭を、保健師及び保育士の資格を有する職員が訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談を受け、子育てに役立つ情報を提供する事業です。
認可外保育施設	乳児または幼児を保育することを目的とする施設で、知事または市町村長から認可を受けていない施設を総称したものです。
認定こども園	保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもが教育・保育を一緒に受けることができます。幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

は行	
昼間里親	3歳未満児を対象に、保護者の就労や病気、その他の事情により子どもの保育ができない場合に、保護者に代わって昼間里親が子どもの保育を行う制度です。
病児保育事業 (体調不良児対応型)	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童で、保護者が迎えに来るまでの間の緊急的な対応を必要とする児童を一時的に預かるほか、保育園児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を行う事業です。里の西保育園・せいじん保育園で実施しています。
病児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)	保育園児・幼稚園児等が病気回復期に至らないためまたは回復期でまだ通園できない状態であり、保護者が仕事の都合等で、家庭で子どもを保育できない場合に、子どもを一時的に保育及び看護を行う事業です。京都きづ川病院で実施しています。
ふたば園	児童福祉法に基づく児童発達支援を提供する施設です。主体的な遊びや発達課題に応じた活動を通して、情緒の安定と発達の援助を行います。また、保護者に対して、家庭での養育上の助言や指導を行います。
保育所	保護者の就労や病気、その他の事情により子どもの保育ができない場合、保護者に代わって子どもの保育を行う施設です。

や行	
要支援児童保育事業	他の児童とともに集団の中で保育することにより、社会性の成長発達を促進するなど、適切な指導を通じ児童の福祉の増進を図ることを目的として、心身に発達上の課題を有する児童の保育を行う事業です。

や行	
幼稚園	市町村や学校法人が満3歳から小学校就学前の幼児に対し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行う施設です。
幼保小連携	幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために、幼稚園・保育所・小学校が連携しながら継続的に支援することをいいます。子どもたちの生活や学びの基盤を保障することを目的としており、小1プロブレムの解消にもつながります。

わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活のバランスがとれた状態のことをいいます。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、「仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』である」とされています。

第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画

令和7年（2025年）3月発行

発行 城陽市 福祉保健部

〒610-0195

京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

電話 0774-56-4036（直通）

FAX 0774-56-3999

Email kosodate@city.joyo.lg.jp